

各都道府県知事
政 令 市 長 殿

環境省水・大気環境局長

土壌汚染対策法第 3 条第 2 項に基づく通知等の運用について

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に基づき都道府県知事等が行う通知の行政処分性については、下級審判決において判断が分かれていたところであるが、平成 24 年 2 月 3 日の最高裁判所判決（平成 23 年（行ヒ）第 18 号）において「法 3 条 2 項による通知は、通知を受けた当該土地の所有者等に上記の調査及び報告の義務を生じさせ、その法的地位に直接的な影響を及ぼすものというべきである。（中略）法 3 条 2 項による通知は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である」とされた。

当該最高裁判所判決は個別の訴訟事案に関するものではあるが、法第 3 条第 2 項に基づく通知の行政処分性について、今後司法上争われた場合には、同様の判断がなされることが考えられる。

については、各都道府県知事、政令市長におかれては、下記の点に留意の上、運用されたい。

また、今回の最高裁判所判決を踏まえると、法第 7 条第 1 項の汚染の除去等の措置を講ずべき旨の指示についても、同様に運用することが適切であると考えられる。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 法第 3 条第 2 項に基づく通知及び法第 7 条第 1 項に基づく指示は、行政手続法（平成 5 年法律 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当しうることから、同法第 3 章の規定に従う必要があること。
2. 法第 3 条第 2 項に基づく通知及び法第 7 条第 1 項に基づく指示には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 57 条第 1 項に基づき異議申立てをすることができる旨等の教示を行う必要があること、及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項に基づき処分取消しの訴えを提起することができる旨等の教示を行う必要があること。

参考（平成24年2月3日の最高裁判所判決の概要）

- 法3条2項による通知は、通知を受けた当該土地の所有者等に上記の調査〔土壌汚染状況調査〕及び報告の義務を生じさせ、その法的地位に直接的な影響を及ぼすものというべきである。
- 都道府県知事は、法3条2項による通知を受けた当該土地の所有者等が上記の報告をしないときは、その者に対しその報告を行うべきことを命ずることができ（同条3項）、その命令に違反した者については罰則が定められているが（平成21年法律第23号による改正前の法38条）、その報告の義務自体は上記通知によって既に発生しているものであって、その通知を受けた当該土地の所有者等は、これに従わずに上記の報告をしない場合でも、速やかに法3条3項による命令が発せられるわけではないので、早期にその命令を対象とする取消訴訟を提起することができるものではない。そうすると、実効的な権利救済を図るという観点から見ても、同条2項による通知がされた段階で、これを対象とする取消訴訟の提起が制限されるべき理由はない。
- 法3条2項による通知は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。